

雇 児 発 0 3 3 1 第 4 3 号  
平 成 2 9 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」  
の一部改正について

標記については、平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙 新旧対照表「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」（平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第 0225003 号 平成 17 年 2 月 25 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について</p> <p>児童福祉司の任用資格要件については、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 153 号）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 22 号）により、平成 17 年 4 月 1 日から見直されることとされたところである。</p> <p>具体的には、「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科を修めて卒業した者」について、単に社会学等を修めただけでなく、一定の施設（以下「指定施設」）において一定期間以上、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した一定の経験（以下「実務経験」という。）を求めることとするとともに、指定施設における一定の実務経験や講習会の受講を前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとしたところである（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 2 号、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条及び児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号の厚生労働大臣が定め</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第 0225003 号 平成 17 年 2 月 25 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について</p> <p>児童福祉司の任用資格要件については、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 153 号）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 22 号）により、平成 17 年 4 月 1 日から見直されることとされたところである。</p> <p>具体的には、「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科を修めて卒業した者」について、単に社会学等を修めただけでなく、一定の施設（以下「指定施設」）において一定期間以上、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した一定の経験（以下「実務経験」という。）を求めることとするとともに、指定施設における一定の実務経験や講習会の受講を前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとしたところである（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 2 項第 2 号、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条及び児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号の厚生労働大臣が定め</p>

新	旧
<p>る講習会（平成 17 年厚生労働省告示第 42 号）参照）。</p> <p>この指定施設の範囲については、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」により、児童福祉法施行規則第 5 条の 3 においてその範囲を定めたところであるが、同条第 3 号の厚生労働大臣が認める施設の範囲及び各指定施設における福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲については、下記のとおりであるので、その内容をご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。</p>	<p>る講習会（平成 17 年厚生労働省告示第 42 号）参照）。</p> <p>この指定施設の範囲については、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」により、児童福祉法施行規則第 5 条の 3 においてその範囲を定めたところであるが、同条第 3 号の厚生労働大臣が認める施設の範囲及び各指定施設における福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲については、下記のとおりであるので、その内容をご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。</p>
記	記
<p>1. 児童福祉法施行規則第 5 条の 3 第 3 号の厚生労働大臣が認める施設の範囲</p> <p>児童福祉法施行規則第 5 条の 3 第 3 号の厚生労働大臣が認める施設は、<u>児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）</u>とする。</p> <p>2. 福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲</p> <p>指定施設において、児童福祉法第 13 条第 3 項第 2 号及び児童福祉法施行規則第 6 条に規定する「福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」に従事したと認められる者の範囲については、</p> <p>① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 29 号）</p> <p>② <u>指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年 8 月 5 日 障発 0805 第 4 号）</u></p>	<p>1. 児童福祉法施行規則第 5 条の 3 第 3 号の厚生労働大臣が認める施設の範囲</p> <p>児童福祉法施行規則第 5 条の 3 第 3 号の厚生労働大臣が認める施設は、児童福祉法に規定する<u>乳児院及び保育所</u>とする。</p> <p>2. 福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲</p> <p>指定施設において、児童福祉法第 13 条第 2 項第 2 号及び児童福祉法施行規則第 6 条に規定する「福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」に従事したと認められる者の範囲については、</p> <p>① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 29 号）</p> <p>② <u>精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成 14 年 5 月 20 日 障精第 0520001 号）</u></p>

新	旧
<p>によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの</p> <p>(2) 児童自立支援施設に配置された児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第80条に規定する児童生活支援員</p> <p>(3) 乳児院等に配置された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日付け雇児発第0428005号）に規定する家庭支援専門相談員</p> <p><u>(4) 都道府県又は市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）の職員であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの</u></p>	<p>によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの</p> <p>(2) 児童自立支援施設に配置された児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第80条に規定する児童生活支援員</p> <p>(3) 乳児院等に配置された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日付け雇児発第0428005号）に規定する家庭支援専門相談員</p>

<改正後全文>

雇児発第 0225003 号

平成 17 年 2 月 25 日

( 改 正 経 過 )

雇児発 0331 第 43 号

平成 29 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

### 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について

児童福祉司の任用資格要件については、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 153 号）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 22 号）により、平成 17 年 4 月 1 日から見直されることとされたところである。

具体的には、「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科を修めて卒業した者」について、単に社会学等を修めただけでなく、一定の施設（以下「指定施設」）において一定期間以上、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した一定の経験（以下「実務経験」という。）を求めるとともに、指定施設における一定の実務経験や講習会の受講を前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとしたところである（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 2 号、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条及び児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号の厚生労働大臣が定める講習会（平成 17 年厚生労働省告示第 42 号）参照）。

この指定施設の範囲については、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」により、児童福祉法施行規則第 5 条の 3 においてその範囲を定めたところであるが、同条第 3 号の厚生労働大臣が認める施設の範囲及び各指定施設における福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲については、下記のとおり

りであるので、その内容をご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

## 記

### 1. 児童福祉法施行規則第5条の3第3号の厚生労働大臣が認める施設の範囲

児童福祉法施行規則第5条の3第3号の厚生労働大臣が認める施設は、児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）とする。

### 2. 福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務の範囲

指定施設において、児童福祉法第13条第3項第2号及び児童福祉法施行規則第6条に規定する「福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」に従事したと認められる者の範囲については、

- ① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）
- ② 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日 障発0805第4号）

によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの
- (2) 児童自立支援施設に配置された児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第80条に規定する児童生活支援員
- (3) 乳児院等に配置された「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」(平成16年4月28日付け雇児発第0428005号)に規定する家庭支援専門相談員
- (4) 都道府県又は市町村(特別区を含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)の職員であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間を通じた勤務時間の概ね5割以上従事したもの